

議案第 63 号

筑西市税条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市税条例の一部を改正する条例

筑西市税条例（平成 17 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 に定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲

渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の筑西市税条例（以下「新条例」という。）附則第７条の４の規定は、施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、施行の日の属

する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第19条の3の規定は、施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。